

一般財団法人 前川報恩会
平成 27 年度第 2 回評議員会議事録

下記の提案事項に関して、評議員全員の同意の意思表示がなされたため、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 194 条及び定款第 20 条第 4 項の規定により、提案事項を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされた。これを証するため、本議事録を作成する。

記

1. 評議員会の決議があったとみなされた日

平成 27 年 11 月 30 日

2. 評議員会の決議があったとみなされた提案事項

提案者：理事長 前川 正

- 第 1 号議案 定款変更に関する件
- 第 2 号議案 評議員会運営規則に関する件
- 第 3 号議案 平成 28 年度事業計画に関する件
- 第 4 号議案 保有株式に関する件
- 第 5 号議案 今後の資産運用方針に関する件
- 第 6 号議案 平成 28 年度収支予算に関する件
- 第 7 号議案 公益認定申請に関する件

※提案事項の詳細は、次頁以降の詳細の通り。

平成 27 年度 第 2 回評議員会

提案事項詳細

目 次

議 題

第 1 号議案	定款変更に関する件-----	p.03
第 2 号議案	評議員会運営規則に関する件-----	p.13
第 3 号議案	平成 28 年度事業計画に関する件-----	p.18
第 4 号議案	保有株式に関する件-----	p.22
第 5 号議案	今後の資産運用方針に関する件 -----	p.22
第 6 号議案	平成 28 年度収支予算に関する件-----	p.23
第 7 号議案	公益認定申請に関する件-----	p.31

一般財団法人 前川報恩会

第 1 号議案 定款変更に関する件

当財団の定款変更案を次頁以降の通りに作成致しました。承認を求めます。

一般財団法人前川報恩会 定款 (変更案)

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、一般財団法人前川報恩会（英文名 MAYEKAWA HOUONKAI FOUNDATION）と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都江東区に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、学術の振興、科学技術の発展、地域の活性化、福祉の向上等に資する助成について、我が国独特の文化・伝統・風土を重んじつつ、時代の要請にも適った方法によりこれを行い、もって民族の永遠につながる発展を期し、より良い人類社会の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 学術及び科学技術の振興を目的とする助成
 - (2) 地域社会の健全な発展を目的とする助成
 - (3) 障がい者の支援を目的とする助成
 - (4) その他本財団の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項第 1 号から第 4 号の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第 3 章 資産及び会計

(基本財産)

第 5 条 基本財産は、理事会において一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 172 条第 2 項に規定する、この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして定めた財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(財産の運用管理)

第6条 この法人の財産の運用及び管理は、理事会が別に定める資産運用規程によるものとする。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、報告を行い承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
 - (2) 事業報告書の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- 2 前項の書類のほか、監査報告書を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第10条 この法人に評議員6名以上9名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 11 条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 179 条から第 195 条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 10 号及び第 11 号の規定を準用した次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数（現在数）の 3 分の 1 を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は 3 親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

へ ロからニまでに掲げる者の 3 親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数（現在数）の 3 分の 1 を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者。

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第 4 条第 15 号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

(評議員の任期)

第 12 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第 10 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任

した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第 13 条 各評議員に対して、評議員会一回の出席に対し 2 万円を報酬として支給することができる。

- 2 評議員には、その職務を執行するために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 評議員に対しては、その地位にあることのみに基づき報酬等を支給しない。

第 5 章 評議員会

(構成)

第 14 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第 15 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任の決定
- (2) 理事及び監事の報酬等の基準の決定
- (3) 評議員会運営規則の承認
- (4) 収支予算及び事業計画の承認
- (5) 決算及び事業報告の承認
- (6) 定款の変更の決定
- (7) 残余財産の処分の決定
- (8) 基本財産の処分及び除外の決定
- (9) 解散、合併、事業の全部又は一部の譲渡の承認
- (10) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項の決定

(開催)

第 16 条 評議員会は、定時評議員会として毎年度 1 回、毎事業年度終了後 3 箇月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 17 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

第 18 条 理事長は、評議員会の開催日の 3 日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目

的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第 19 条 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

(決議)

第 20 条 評議員会の決議は、**議決に加わることのできる**評議員の過半数が出席し、**その過半数を**もって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、**議決に加わることのできる**評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任の決定
- (2) 収支予算及び事業計画の承認
- (3) 決算及び事業報告の承認
- (4) 定款の変更の決定
- (5) 解散、合併、事業の全部又は一部の譲渡の決定
- (6) その他法令で定められた事項の決定

- 3 前 2 項の決議について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わるできない。

- 4 第 1 項、第 2 項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 194 条の要件を満たしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 21 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 1 名は、前項の議事録に記名押印する。

第 6 章 理事及び監事

(理事及び監事の設置)

第 22 条 この法人に、次の理事及び監事を置く。

- (1) 理事 6 名以上 9 名以内
 - (2) 監事 2 名以上 5 名以内
- 2 理事のうち理事長を 1 名置き、専務理事を 1 名置くことができる。
 - 3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(理事及び監事の選任)

第 23 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長、専務理事は、理事会の決議によって、理事の中から選定する。

- 3 理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事には、理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにその法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

（理事の職務及び権限）

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 3 専務理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- 4 理事長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（理事及び監事の任期）

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（理事及び監事の解任）

第27条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（理事及び監事の報酬等）

第28条 理事及び監事は、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って、報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を執行するために要する費用の支払いをすることが

できる。

3 理事及び監事に対しては、その地位にあることのみに基づき報酬等を支給しない。

(責任の免除)

第 29 条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 198 条の規定により準用する第 111 条第 1 項の役員の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第 7 章 理事会

(構成)

第 30 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 31 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び専務理事の選定及び解職
- (4) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 198 条の規定により準用する第 113 条に規定された損害賠償の一部免除の決定

(開催)

第 32 条 理事会は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

(招集の通知)

第 34 条 理事長は、理事会の開催日の 3 日前までに、理事及び監事に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、理事会を開催することができる。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第 36 条 理事会の決議は、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもつ

て行う。

- 2 次に掲げる事項については、**議決に加わることのできる**理事の3分の2以上の議決を受けなければならない。
 - (1) 収支予算及び事業計画の決定
 - (2) 決算及び事業報告の決定
 - (3) 重要な財産（基本財産を含む。）の処分及び譲り受けの決定
 - (4) 借入金（一定の短期借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄の決定
 - (5) 解散、合併、事業の全部又は一部の譲渡の決定
 - (6) 株式等の議決権の行使の決定
- 3 前2項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
- 4 第1項、第2項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条の規定により準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

（議事録）

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 運営及び組織

（事務局及び職員）

第38条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局の組織及び運営に関し、必要な事項は理事長が理事会の議決を経て別に定める。

第9章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第39条 この定款は、評議員会の決議によって、変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

（解散）

第40条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第202条で定められた事由その他法令で定められた事由によって解散する。

（公益認定の取消し等に伴う贈与）

第41条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律

第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分等)

第42条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国、地方公共団体又は他の租税特別措置法第40条1項に規定する公益法人等に帰属させる。

2 この法人は剰余金の分配を行うことができない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第43条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項の規定により準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項の規定により準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記及び一般財団法人の設立の登記を行ったときは、第7条（事業年度）の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事（理事長及び専務理事）は、次に掲げる者とする。
理事長 前川 正雄
専務理事 宮野 忠夫

附則

制定：平成24年10月01日

施行：平成24年10月01日

改定：平成25年05月30日

施行：平成25年06月01日

改定：平成27年06月30日

施行：平成27年06月30日

改定：平成 27 年 11 月 30 日

施行：平成 27 年 11 月 30 日

第 2 号議案 評議員会運営規則に関する件

定款変更に伴い、当財団の評議員会運営規則を次頁以下の通り改定及びいたしました。承認を求めます。

一般財団法人前川報恩会 評議員会運営規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、一般財団法人前川報恩会（以下、「当財団」という。）の評議員会の運営に関する事項について規定し、その適法かつ円滑適切な運営を図ることを目的とする。

(構成及び出席)

第2条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2 本財団の職員は、必要な場合には、評議員会に出席することができる。

第2章 評議員会の種類及び招集

(評議員会の種類)

第3条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

2 定時評議員会は、年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

3 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも開催する。

(評議員会の招集)

第4条 評議員会は次条第2項の規定により招集する場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、専務理事が評議員会を招集する。

3 理事長は、評議員から評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して評議員会の招集の請求を受けたときは、遅滞なく評議員会を招集する。

(評議員による招集の請求)

第5条 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

2 次に掲げる場合には、前項の規定による請求をした評議員は、東京地方裁判所の許可を得て、評議員会を招集することができる。

(1) 請求後遅滞なく招集の手続が行われない場合

(2) 請求があった日から6週間以内の日を評議員会の開催日とする招集の通知が発せられない場合

(招集の決定)

第 6 条 評議員会を招集する場合には、理事会の決議によって、次に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 評議員会の日時及び場所
- (2) 評議員会の目的である事項
- (3) 評議員会の目的である事項に係る議案の概要

2 前項の規定にかかわらず、前条第 4 項の規定により評議員が評議員会を招集する場合には、当該評議員は、前項各号に掲げる事項を定めなければならない。

(招集の通知)

第 7 条 理事長は、評議員会の開催日の 3 日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項、議案の概要を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

2 理事長は、前項の書面による通知の発出に代えて、評議員の承諾を得た電子メール又は FAX の電磁的方法により通知を発することができる。この場合において、理事長は、同項の書面による通知を発したものとみなす。

3 前第 2 項の通知には、前条第 1 項各号に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

(招集手続の省略)

第 8 条 前条の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の電話、電子メール、FAX、又は、口頭により得た同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

第 3 章 評議員会の議事

(議長)

第 9 条 評議員会の議長は、開催の都度、出席した評議員の互選により定める。

2 議長は、評議員会の開会に際し、出席者数を確認しなければならない。

3 議長は、評議員会の秩序を維持し、議事を整理する。

(評議員提案権)

第 10 条 評議員が理事に対して一定の事項を評議員会の目的とすることを請求するときは、その請求は、評議員会の日の 2 週間前までにしなければならない。この場合、その評議員は、提出しようとする議案の要領を招集通知に記載し、又は記録することを請求することができる。

2 評議員は、評議員会において、評議員会の目的である事項につき議案を提出することができる。

(評議員会の決議事項)

第 11 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任の決定
- (2) 理事及び監事の報酬等の基準の決定
- (3) 収支予算及び事業計画の承認
- (4) 決算及び事業報告の承認

- (5) 定款の変更の決定
- (6) 評議員会運営規則の承認
- (7) 残余財産の処分の決定
- (8) 基本財産の処分及び除外の決定
- (9) 解散、合併、事業の全部又は一部の譲渡の承認
- (10) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項の決定

(決議)

第12条 評議員会の決議は、**議決に加わることできる**評議員の過半数が出席し、**その過半数を**もって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、**議決に加わることできる**評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任の決定
- (2) 収支予算及び事業計画の承認
- (3) 決算及び事業報告の承認
- (4) 定款の変更の決定
- (5) 解散、合併、事業の全部又は一部の譲渡の承認
- (6) 一般財団法人継続の決定
- (7) 吸収合併契約の承認
- (8) 新設合併契約の承認

3 前2項の決議について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(決議の省略)

第13条 前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、理事が評議員会の決議の目的である事項について提案

をした場合において、当該提案につき、議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電子メールにより同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(評議員会への報告事項)

第14条 理事は、次の事項について、評議員会へ報告しなければならない。

- (1) 事業報告の内容
- (2) 裁判所による評議員会招集等の決定
- (3) 公益目的支出計画実施報告書

2 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査するものとし、この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を評議員会に報告しなければならない。

(理事等の説明義務)

第15条 理事及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた

場合には、その事項について必要な説明をしなければならない。ただし、その事項が評議員会の目的である事項に関しないものである場合その他正当な理由がある場合として法令で定める場合は、その限りではない。

(議事録)

第 16 条 評議員会の議事録の作成については、本条の定めるところによる。

2 評議員会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。

3 評議員会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

(1) 評議員会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事、監事又は評議員が評議員会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）

(2) 評議員会の議事の経過の要領及びその結果

(3) 決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名

(4) 次に掲げる意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

イ 監事が監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べたとき

ロ 監事を辞任した者が、辞任後最初に招集された評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べたとき

ハ 監事が、評議員が評議員会に提出しようとする議案、書類等について調査の結果、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があるものと認めて、評議員会に報告したとき

ニ 監事が監事の報酬等について意見を述べたとき

(5) 評議員会に出席した評議員、理事又は監事の氏名又は名称

(6) 評議員会の議長の氏名

(7) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

4 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 1 名は、議事録に記名押印する。

第 4 章 雑 則

(改定)

第 17 条 この規則の改定は、理事会及び評議員会の決議による。

附則

制定 平成 24 年 10 月 31 日

施行 平成 24 年 11 月 1 日

改定 平成 25 年 5 月 14 日

施行 平成 25 年 6 月 1 日

改定 平成 27 年 11 月 30 日

施行 平成 25 年 11 月 30 日

第3号議案 平成28年度事業計画に関する件

当財団の平成28年度事業計画案（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）を以下の通り作成致しました。承認を求めます。

なお、本決議は、公益認定がおりることを条件とした停止条件付決議となります。

I. 基本方針

当財団は、株式会社前川製作所の創設者である故前川喜作が私財2億円を基金として拠出し昭和42年12月に設立し、学術振興および社会福祉の充実を目的とする助成事業を毎年継続的に行ってきました。

平成24年10月1日に一般財団法人へ移行後、これまでの理念を継承しつつ新しい法人としてスタートし、①学術及び科学技術の振興、②地域社会の健全な発展、③障がい者の支援を目的とする三事業を行って参りました。

平成28年4月1日からは、公益財団法人として上記3事業を「持続可能社会支援事業」として統合し、これまで蓄積してきた学術研究及び社会福祉における豊富な経験及び地域進行における新たな知見を基盤として、より一層の公益性をもって時代の要請に応えるべく、以下に示す具体的事業計画に基づいて事業を推進させて参りたく存じます。

II. 事業計画

1. 定款第4条1項1号にかかる助成事業（学術研究助成）

(1) 目的

環境配慮型のエネルギー利用・開発又は食料生産・流通の改善に資する研究を担う研究者に対して助成金の交付を行い、研究内容の向上を図り、もってより良い人類社会に向けての課題を解決することを目的とする。

(2) 内容

助成対象：環境配慮型のエネルギー利用・開発又は食料生産・流通の改善に資する研究

申請資格：下記の要件を全て満たす者とする。

A 大学・企業等の法人、又は実体のある任意団体に所属する研究者。

B 研究者代表として

申請内容に関する学会発表又は論文投稿を行う予定の者。

助成金額：1,500万円（一件あたりの助成金額の上限は300万円）

助成件数：5件以上30件以下

選考：学術研究助成選考委員会において選考を行う。

募集：以下の通りに募集を行う。

A ホームページ上での募集要項の公開

B 助成分野に関連する学会の機関誌における広告

C 関連学会奨励賞受賞者に対するダイレクトメール

D 大学窓口を通じた助成対象者への案内

E 平成 26 年度及び 27 年度学術研究助成対象者へのダイレクトメール

(3) 実施時期

- ・ 募 集 : 平成 28 年 8 月 1 日～ 9 月 30 日
- ・ 選 考 : 平成 28 年 11 月 1 日 (予定)
- ・ 承 認 : 平成 28 年 12 月上旬～12 月中旬開催の理事会
- ・ 通知及び交付 : 理事会の承認後、速やかに行う。

2. 定款第 4 条 1 項 2 号にかかる助成事業 (地域振興助成)

(1) 目的

天然資源又は文化的資産を保全・活用し、当該地域の発展に寄与する継続的事業に対して助成を行い、当該地域の活性化に寄与することを目的とする。

(2) 事業内容

助成対象：天然資源又は文化的資産の保全・活用を通じ、

当該地域の発展に寄与する継続的事業

重点目標：多世代が参与し、その実施を通じて

高齢層から若年層への伝承が含まれる事業を積極的に助成する

申請資格：NPO 法人等の非営利団体、又は実体のある任意団体

助成金額：400 万円 (一件あたりの助成金額の上限は 50 万円)

助成件数：8 件

選考：地域振興助成選考委員会において選考を行う。

募集：ホームページ上における募集要項の公開をもって行う。

(3) 実施時期

- ・ 募 集 : 平成 28 年 9 月 1 日～9 月 30 日
- ・ 選 考 : 平成 28 年 11 月 8 日 (予定)
- ・ 承 認 : 平成 28 年 12 月上旬～12 月中旬開催の理事会
- ・ 通知及び交付 : 理事会の承認後、速やかに行う。

3. 定款第 4 条 1 項 3 号にかかる助成事業 (福祉助成)

(1) 目的

社会福祉の向上を目的として、障がい者を援護する団体の取り組みに対して援助を行う。

(2) 内容

助成対象：

(1)非営利法人（営利企業、任意団体は含まない）における、障がい者の生活や就労支援の環境改善に資する取り組み

(2)障がい者が代表となる団体（営利企業は除く）において、周囲の方々と協力し、他の障がい者等の生活の充実・向上に資する取り組み

重点目標：規模の小さい団体を積極的に助成する

申請資格：平成 27 年度福祉助成の助成対象団体でないこと。

助成金額：400 万円（一件あたりの助成金額の上限は 50 万円）

助成件数：8 件～15 件程度

選考：福祉助成選考委員会において選考を行う。

募集：ホームページ上における募集要項の公開をもって行う。

(3) 実施時期

- ・ 募 集 : 平成 28 年 9 月 1 日～9 月 30 日
- ・ 選 考 : 平成 28 年 11 月 15 日（予定）
- ・ 承 認 : 平成 28 年 12 月上旬～12 月中旬開催の理事会
- ・ 通知及び交付 : 理事会の承認後、速やかに行う。

4. 報告会兼授与式の開催

(1) 目的

助成対象者どうしの交流の場を設けることにより、申請者が個々に日々取り組むだけでは得られない新たな人々との出会い、新たな知識・知見の創出を図る。このことを以て、助成金交付だけではない新たな付加価値を助成対象者に提供できることを望む。

折しも平成 29 年 12 月 22 日に、当財団は設立 50 周年を迎える。本年度はこの記念式典のための準備として、学術研究助成対象者を都内に招致し、報告会兼授与式を行うものとする。

(2) 内容

招致対象：平成 28 年度助成対象者及び、

平成 27 年度助成対象者のうち選考委員からの評価が高いもの

招致予算：45 万円（東京大阪間の新幹線往復費用約 3 万円を

一人当たりの標準的な招致費として見込み、15 名ほどを招致する）

(3) 実施

- ・ 日時 : 平成 29 年 2 月 24 日
- ・ 場所 : 東京都内

5. 視察及び助成案内の実施

(1) 目的

助成事業のニーズの深掘り及び助成申請を募り、当該年度以降のより良い助成事業の展開のための知見の蓄積を目的とする。

(2) 内容

対象：学術研究助成・地域振興助成・福祉助成の平成 27 年度助成対象

予算：39 万円

(東京大阪間の新幹線往復費用約 3 万円+宿泊費・日当 1 万円を
1 人 1 回あたりの標準的な長距離視察・案内の費用として見込み、
4 万円×2 名×4 回分=32 万円を計上。

関東近郊の視察・案内分として追加で 7 万円を計上。)

(3) 実施

- ・ 時期 : 平成 28 年 7 月～8 月
- ・ 場所 : 関東・関西・東北地域

以上

第 4 号議案 保有株式に関する件

当財団が 1,459,200 株（議決権割合 48.6%）を保有する株式会社前川の普通株式について、無議決権株式への転換手続きに関して理事長に一任することについて、承認を求めます。

第 5 号議案 今後の資産運用方針に関する件

当財団の今後の資産運用方針を以下の通り作成致しました。また、平成 27 年度中の資産運用に関しても平成 28 年度資産運用方針に沿うように進めていきたいと存じます。承認を求めます。

公益認定申請を行うにあたり、現在前川報恩会が保有している株式会社前川の株式 1,459,200 株については、無議決権株に転換する手続きを進める（これに伴い現在の 4 倍近い株式配当が見込まれている）。このことにより現在、先進国外国国債を含んだ運用を行なっている運用資産約 34 億円においては、現在の助成規模(2,300 万円)を維持するにあたりリスク許容度を引き下げることが可能となる。

上記に加え今後、公益財団法人化により利子配当収入にかかる源泉徴収を受けなくなることを考慮に入れ、約 34 億円の運用資産においては原則として平成 28 年度以降は、円建固定利付債での運用により、0.35%の運用利回りを目指すものとする。

第 6 号議案 平成 28 年度収支予算に関する件

当財団の平成 28 年度収支予算案（平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで）を以下の通り作成致しました。審議のうえ承認を求めます。

なお、本決議は公益認定がおりることを条件とした停止条件付決議となります。

平成28年度収支予算(案)

(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)

(単位:円)

科 目	持続可能社会支援事業会計 (公益目的事業会計)	法人会計	合計
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益			
基本財産受取配当金	26,416,350	2,935,150	29,351,500
② 特定資産運用益			
特定資産受取利息	11,900,000	0	11,900,000
経常収益計	38,316,350	2,935,150	41,251,500
(2) 経常費用			
事業費			
学術研究助成金支出	15,000,000	0	15,000,000
地域振興助成金支出	4,000,000	0	4,000,000
福祉助成金支出	4,000,000	0	4,000,000
事業管理費			
外部委員報酬	900,000	0	900,000
広告宣伝費	1,000,000	0	1,000,000
給与等			
給与負担金	11,340,000	0	11,340,000
退職給付金	252,000	0	252,000
会議費	90,000	0	90,000
事務用品費	127,800	0	127,800
通信費	494,000	0	494,000
消耗品費	27,000	0	27,000
賃借料	909,900	0	909,900
支払手数料	100,000	0	100,000
会費	100,000	0	100,000
旅費交通費	840,000	0	840,000
調査研究費	10,000	0	10,000
事業費計	39,190,700	0	39,190,700
一般管理費			
役員報酬	0	800,000	800,000
給与等			
給与負担金	0	1,260,000	1,260,000
退職給付金	0	28,000	28,000
会議費	0	53,000	53,000
事務用品費	0	14,200	14,200
通信費	0	132,000	132,000
消耗品費	0	3,000	3,000
賃借料	0	101,100	101,100
支払手数料	0	400,000	400,000
諸税金	0	70,000	70,000
会費	0	72,000	72,000
旅費交通費	0	360,000	360,000
調査研究費	0	40,000	40,000
福利厚生費	0	80,000	80,000
管理費計	0	3,413,300	3,413,300
経常費用計	39,190,700	3,413,300	42,604,000
評価損等計上前期経常増減	△ 874,350	△ 478,150	△ 1,352,500
基本財産評価損益等			0
特定資産評価損益等			0
投資有価証券評価損益等			0
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△ 874,350	△ 478,150	△ 1,352,500
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益	0	0	0
(2) 経常外費用	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
他会計振替額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 874,350	△ 478,150	△ 1,352,500
一般正味財産期首残高			3,764,078,561
一般正味財産期末残高			3,762,726,061
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高			0
指定正味財産期末残高			0
III 正味財産期末残高			3,762,726,061

貸 借 対 照 表 (案)
平成29年3月31日

一般財団法人前川報恩会

(単位:円)

科 目	平成28年度末(予測)	平成27年度(予測)	増減
I 資産の部			
1.流動資産			
現金預金	30,981,701	98,569,686	△ 67,587,985
有価証券 (社債・金銭信託)	0	1,505,480,763	△ 1,505,480,763
未収金	2,599,798	8,913,594	△ 6,313,796
前払金	0	0	0
流動資産合計	33,581,499	1,612,964,043	△ 1,579,382,544
2.固定資産			
① 基本財産			
株式	148,795,000	0	148,795,000
基本財産合計	148,795,000	0	148,795,000
② 特定資産			
助成資金	3,581,783,082	0	3,581,783,082
特定資産合計	3,581,783,082	0	3,581,783,082
③ その他固定資産			
投資有価証券 (国債・社債・株式)	0	2,152,548,038	△ 2,152,548,038
その他固定資産合計	0	2,152,548,038	△ 2,152,548,038
固定資産合計	3,730,578,082	2,152,548,038	1,578,030,044
資 産 合 計	3,764,159,581	3,765,512,081	△ 1,352,500
II 負債の部			
1.流動負債			
未払金	1,433,520	1,433,520	0
流動負債合計	1,433,520	1,433,520	0
負債合計	1,433,520	1,433,520	0
III 正味財産の部			
1.一般正味財産	3,762,726,061	3,764,078,561	△ 1,352,500
(うち基本財産への充当額)	148,795,000	0	148,795,000
(うち特定資産への充当額)	3,581,783,082	0	3,581,783,082
正味財産合計	3,762,726,061	3,764,078,561	△ 1,352,500
負債・正味財産合計	3,764,159,581	3,765,512,081	△ 1,352,500

平成28年度配賦前予算案(比較表)

(単位:円)

科目	28年度予算	28年度決算	27年度予算 (決算済)	28年度予算案 (配賦前)	総額予算根拠 (総額の配賦基準に関しては、配賦後の正式予算案に記述している。)
I 一般正味財産増減の部					
1 経常増減の部					
(1) 経常収益					
受取利息	40,800,000	36,646,770	40,800,000	11,900,000	【受取利息】非課税玉になり株式会社前川から増配を受けられる見込みであることから、現在のリスク許容度を低下させ基本的には円建て債権での運用を行う。現在の金融市場の情勢を鑑み、34億円の運用資産の運用目標を現状の1.2%から0.35%に引き下げる。 (経常費用約4,200万円-株式配当約2,900万円)÷34億円=0.38% 保守的に0.35%とする。
受取配当金	7,500,000	7,463,500	7,500,000	29,351,500	【受取配当金】株式会社前川からの配当が5円配当から20円となる内証あり。下記により算出。 (株式会社前川:1,459,200株×20円)+(志村産業株式会社:33,500株×5円)=29,351,500円
為替差益		148,521			
雑収入	0	310,269			
経常収益計	48,300,000	44,569,060	48,300,000	41,251,500	
(2) 経常費用					
事業費					
学術研究助成金支出	12,000,000	11,940,000	15,000,000	15,000,000	27年度予算と同額の助成規模を維持する。
地域振興助成金支出	2,000,000	3,500,000	4,000,000	4,000,000	27年度予算と同額の助成規模を維持する。
福祉助成金支出	3,500,000	3,919,820	4,000,000	4,000,000	27年度予算と同額の助成規模を維持する。
外部委員報酬	2,000,000	2,100,000	2,300,000	900,000	委員会出席で5万円。申請審査・報告評価の計2回を基本とする。5万円×2回×9人=90万円
広告宣伝費	0	0	1,000,000	1,000,000	27年度予算と同規模の広告を行う。
管理費					
給与等					
給与負担金	13,500,000	13,414,662	9,000,000	12,600,000	450万円(常勤事務局長)※2名+600万円*3/5(常勤事務局長)
退職給付金	300,000	294,717	200,000	280,000	事務局長一人当たり10万円として、給与負担金予算(2.3人分)に基づき算出
役員報酬	950,000	700,000	950,000	800,000	理事会評議員会 計5回×2万円×8人分
会議費	100,000	143,164	100,000	143,000	平成26年度決算に準ずる。
事務用品費	200,000	141,560	200,000	142,000	平成26年度決算に準ずる。
通信費	800,000	626,491	637,476	626,000	平成26年度決算に準ずる。
減価償却費	19,988	19,988	0	0	
消耗品費	30,000	25,400	30,000	30,000	インクジェットの高品質品を使用するため26年度決算より多めに計上。
賃借料	1,300,000	926,640	680,000	1,011,000	一人あたり年間336,960円であるため、丸め込みの337千円で事務局長2名+事務局長の計3名分を計上。
接待交際費	100,000	0	0	0	
支払手数料	500,000	300,405	500,000	500,000	会計システム年間使用料30万円+ホームページ改善費用10万円+その他10万円
諸税金	6,670,000	8,416,888	9,730,000	70,000	非課税玉となるため、源泉徴収分は手元に入るとする。法人住民税均等割7万円のみ。
会費	182,000	172,000	172,000	172,000	助成財団センター会費+公益法人会費
旅費交通費	600,000	361,745	600,000	1,200,000	26年度決算より36万円+授与式招待者3万円(東京大阪往復)×15名+視察費用39万円
調査研究費	50,000	20,099	50,000	50,000	今後の財団運営改善のための書籍購入のための予算として、26年度決算より多めに計上する。
福利厚生費	200,000	86,662	100,000	80,000	平成26年度決算に準ずる。
雑損失					
経常費用計	48,001,988	47,110,141	49,249,476	42,604,000	
評価損等計上前当期経常増減額	298,012	△ 2,541,081	△ 949,476	△ 1,352,500	
基本財産評価損益等					
特定資産評価損益等					
投資有価証券評価損益等				0	
評価損益等計	0	106,870,063	0	0	
当期経常増減額	298,012	104,428,982	△ 949,476	△ 1,352,500	
2 経常外増減の部					
(1) 経常外収益					
(2) 経常外費用					
当期経常外増減額	0	0	0	0	
他会計振替額					
当期一般正味財産増減額	298,012	104,428,982	△ 949,476	△ 1,352,500	
一般正味財産期首残高	3,662,738,457	3,660,599,055	3,663,036,469	3,662,086,993	
一般正味財産期末残高	3,663,036,469	3,765,028,037	3,662,086,993	3,660,734,493	
II 指定正味財産増減の部					
当期指定正味財産増減額					
指定正味財産期首残高					
指定正味財産期末残高					
III 正味財産期末残高	3,663,036,469	3,765,028,037	3,662,086,993	3,660,734,493	

平成28年度収支予算(案)

(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)

公益目的事業比率	92.0%
----------	-------

(単位:円)

科目	持続可能社会支援事業会計 (公益目的事業会計)	法人会計	合計	公益目的事業会計への配賦率	配賦率の説明等
I 一般正味財産増減の部					
1 経常増減の部					
(1) 経常収益					
①基本財産運用益					
基本財産受取配当金	26,416,350	2,935,150	29,351,500	90%	保有株式は全額を基本財産として保有し、このうち90%を1号財産、10%を2号財産として保有する。 公益目的事業会計への配賦率は、この保有割合に準じている。
②特定資産運用益					
特定資産受取利息	11,900,000	0	11,900,000	100%	34億円の利用資産全額+預貯金は特定資産として保有し、運用益全額を事業費に充てる。
経常収益計	38,316,350	2,935,150	41,251,500		なお、運用益に関しては保守的(0.35%)を見込む。
(2) 経常費用					
事業費					
学術研究助成金支出	15,000,000	0	15,000,000	100%	直賦 自明
地域振興助成金支出	4,000,000	0	4,000,000	100%	直賦 自明
福祉助成金支出	4,000,000	0	4,000,000	100%	直賦 自明
事業管理費					
外部委員報酬	900,000	0	900,000	100%	直賦 自明
広告宣伝費	1,000,000	0	1,000,000	100%	直賦 学術研究助成のための雑誌広告に利用。
給与等					
給与負担金	11,340,000	0	11,340,000	90%	従事割合 収益事業を行っておらず法人運営自体も公益目的事業のための決定が殆どであるため、業務時間の大半(9割と想定)は助成事業のために費やしているといえる。
退職給付金	252,000	0	252,000	90%	従事割合 職員の従事割合に準ずる。
会議費	90,000	0	90,000	63%	直賦 助成事業の選考委員会・評価委員会にかかる会議費(5千円×18時間を見込み)は公益目的事業会計に計上。
事務用品費	127,800	0	127,800	90%	従事割合 職員の従事割合に準ずる。
通信費	494,000	0	494,000	79%	直賦 助成システムの年間利用料494,076円は公益目的事業会計に計上。
消耗品費	27,000	0	27,000	90%	従事割合 職員の従事割合に準ずる。
賃借料	909,900	0	909,900	90%	従事割合 職員の従事割合に準ずる。
支払手数料	100,000	0	100,000	20%	直賦 HP及び助成システムの改善費用を10万円見込み、この分を公益目的事業会計に計上。
会費	100,000	0	100,000	58%	直賦 助成財団センター会費(10万円)は助成事業の周知に実績として役立っているため、公益目的事業会計に計上。
旅費交通費	840,000	0	840,000	70%	直賦 学術助成に関する授与式・報告会の出席者交通費負担45万円+視察費35万円は、公益目的事業会計に計上。
調査研究費	10,000	0	10,000	20%	直賦 今後の助成事業関連のための書籍購入費として1万円分を見込み。
事業費計	39,190,700	0	39,190,700		
一般管理費					
役員報酬	0	800,000	800,000	0%	直賦 役員報酬に関しては、全額を法人会計に計上する。
給与等					
給与負担金	0	1,260,000	1,260,000	10%	従事割合
退職給付金	0	28,000	28,000	10%	従事割合
会議費	0	53,000	53,000	37%	直賦
事務用品費	0	14,200	14,200	10%	従事割合
通信費	0	132,000	132,000	21%	直賦
消耗品費	0	3,000	3,000	10%	従事割合
賃借料	0	101,100	101,100	10%	従事割合
支払手数料	0	400,000	400,000	80%	直賦
諸税金	0	70,000	70,000	0%	直賦 法人住民税均等割分に関して、全額を法人会計に計上する。
会費	0	72,000	72,000	42%	直賦
旅費交通費	0	360,000	360,000	30%	直賦
調査研究費	0	40,000	40,000	80%	直賦
福利厚生費	0	80,000	80,000	0%	直賦 職員の福利厚生に関しては、全額を法人会計に計上する。
管理費計	0	3,413,300	3,413,300		
経常費用計	39,190,700	3,413,300	42,604,000		
評価損等計上前当期経常増減額	△ 874,350	△ 478,150	△ 1,352,500		
基本財産評価損益等			0		
特定資産評価損益等			0		
投資有価証券評価損益等			0		
評価損益等計	0	0	0		
当期経常増減額	△ 874,350	△ 478,150	△ 1,352,500		
2 経常外増減の部					
(1) 経常外収益	0	0	0		
(2) 経常外費用	0	0	0		
当期経常外増減額	0	0	0		
他会計振替額	0	0	0		
当期一般正味財産増減額	△ 874,350	△ 478,150	△ 1,352,500		
一般正味財産期首残高			3,764,078,561		
一般正味財産期末残高			3,762,726,061		
II 指定正味財産増減の部					
当期指定正味財産増減額	0	0	0		
指定正味財産期首残高			0		
指定正味財産期末残高			0		
III 正味財産期末残高			3,762,726,061		

平成27年度収支予算
(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)

(単位:円)

科 目	実施事業等会計			法人会計	合計
	学術研究助成(公1)	地域振興助成(公2)	福祉助成(継1)		
I 一般正味財産増減の部					
1 経常増減の部					
(1) 経常収益					
その他受取利息	0	0	0	40,800,000	40,800,000
その他受取配当金	0	0	0	7,500,000	7,500,000
雑収入	0	0	0	0	0
経常収益計	0	0	0	48,300,000	48,300,000
(2) 経常費用					
事業費					
学術研究助成金支出	15,000,000	0	0		15,000,000
地域振興助成金支出	0	4,000,000	0		4,000,000
福祉助成金支出	0	0	4,000,000		4,000,000
事業管理費					
外部委員報酬	1,000,000	1,000,000	300,000		2,300,000
広告宣伝費	1,000,000	0	0		1,000,000
給与等					
給与負担金	5,282,609	1,408,696	1,408,696		8,100,000
退職給付金	117,391	31,304	31,304		180,000
会議費	58,696	15,652	15,652		90,000
事務用品費	117,391	31,304	31,304		180,000
通信費	374,171	99,779	99,779		573,728
減価償却費	0	0	0		0
消耗品費	17,609	4,696	4,696		27,000
賃借料	399,130	106,435	106,435		612,000
支払手数料	0	0	0		0
会費	65,217	17,391	17,391		100,000
旅費交通費	352,174	93,913	93,913		540,000
調査研究費	29,348	7,826	7,826		45,000
事業費計	23,813,736	6,816,996	6,116,996	0	36,747,728
管理費					
役員報酬	0	0	0	950,000	950,000
給与等					
給与負担金	0	0	0	900,000	900,000
退職給付金	0	0	0	20,000	20,000
会議費	0	0	0	10,000	10,000
事務用品費	0	0	0	20,000	20,000
通信費	0	0	0	63,748	63,748
減価償却費	0	0	0	0	0
消耗品費	0	0	0	3,000	3,000
賃借料	0	0	0	68,000	68,000
接待交際費	0	0	0	0	0
支払手数料	0	0	0	500,000	500,000
贈税金	0	0	0	9,730,000	9,730,000
会費	0	0	0	72,000	72,000
旅費交通費	0	0	0	60,000	60,000
調査研究費	0	0	0	5,000	5,000
福利厚生費	0	0	0	100,000	100,000
管理費計	0	0	0	12,501,748	12,501,748
経常費用計	23,813,736	6,816,996	6,116,996	12,501,748	49,249,476
評価損等計上前当期経常増減額	△ 23,813,736	△ 6,816,996	△ 6,116,996	35,798,252	△ 949,476
基本財産評価損益等					0
特定資産評価損益等					0
投資有価証券評価損益等					0
評価損益等計	0	0	0	0	0
当期経常増減額	△ 23,813,736	△ 6,816,996	△ 6,116,996	35,798,252	△ 949,476
2 経常外増減の部					
(1) 経常外収益	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0
他会計振替額	0	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 23,813,736	△ 6,816,996	△ 6,116,996	35,798,252	△ 949,476
一般正味財産期首残高					3,663,036,469
一般正味財産期末残高					3,662,086,993
II 指定正味財産増減の部					
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0
指定正味財産期首残高					0
指定正味財産期末残高					0
III 正味財産期末残高					3,662,086,993

貸借対照表(案)

平成29年3月31日

①

一般財団法人前川報恩会

(単位:円)

科 目	平成28年度末(予測)	平成27年度(予測)	増減
I 資産の部			
1.流動資産			
現金預金	30,981,701	98,569,686	△ 67,587,985 ②
有価証券 (社債・金銭信託)	0	1,505,480,763	△ 1,505,480,763 ②
未収金	2,599,798	8,913,594	△ 6,313,796 ③
前払金	0	0	0
流動資産合計	33,581,499	1,612,964,043	△ 1,579,382,544
2.固定資産			
① 基本財産			
株式	148,795,000	0	148,795,000 ④
基本財産合計	148,795,000	0	148,795,000
② 特定資産			
助成資金	3,581,783,082	0	3,581,783,082
特定資産合計	3,581,783,082	0	3,581,783,082
③ その他固定資産			
投資有価証券 (国債・社債・株式)	0	2,152,548,038	△ 2,152,548,038 ⑤
その他固定資産合計	0	2,152,548,038	△ 2,152,548,038
固定資産合計	3,730,578,082	2,152,548,038	1,578,030,044
資 産 合 計	3,764,159,581	3,765,512,081	△ 1,352,500
II 負債の部			
1.流動負債			
未払金	1,433,520	1,433,520	0 ⑥
流動負債合計	1,433,520	1,433,520	0
負債合計	1,433,520	1,433,520	0
III 正味財産の部			
1.一般正味財産			
(うち基本財産への充当額)	3,762,726,061	3,764,078,561	△ 1,352,500 ⑦
(うち特定資産への充当額)	148,795,000	0	148,795,000
正味財産合計	0	0	0
負債・正味財産合計	3,762,726,061	3,764,078,561	△ 1,352,500
負債・正味財産合計	3,764,159,581	3,765,512,081	△ 1,352,500

備考

- ① 平成27年3月31日時点の貸借対照表を基礎として、平成27年度収支予算書及び平成28年度収支予算書をもとに作成している。
- ② 平成27年度末日に保有している現預金の大部分及び償還1年以内の有価証券に関しては、全額を平成28年4月1日～平成29年3月31日に特定資産へ振替る。
- ③ 未収金は平成26年度末決算の35/120を想定する。(運用収益の目標利回りを1.2%から0.35%に引き下げたため。)
- ④ 保有株式に関しては、平成28年4月1日～平成29年3月31日中に全額を基本財産に振替る。
- ⑤ 平成27年度末日に保有している有価証券及び、(その他固定資産)として保有している投資有価証券は株式を除き、平成28年4月1日～平成29年3月31日中に全額を特定資産の助成資金として振替る。
- ⑥ 未払金に関しては、平成26年度決算と同数値を想定する。
- ⑦ 正味財産合計額の変動は、平成28年度収支予算案に基づいている。

貸借対照表(案)

平成28年3月31日

①

一般財団法人前川報恩会

(単位:円)

科目	平成27年度末(予測)	平成26年度末	増減
I 資産の部			
1.流動資産			
現金預金	98,569,686	99,418,899	△ 849,213
有価証券 (社債・金銭信託)	1,505,480,763	1,505,480,763	0 ②
未収金	8,913,594	8,913,594	0 ③
前払金	0	100,263	△ 100,263 ④
流動資産合計	1,612,964,043	1,613,913,519	△ 949,476
2.固定資産			
其他固定資産 投資有価証券 (国債・社債・株式)	2,152,548,038	2,152,548,038	0 ②
其他固定資産合計	2,152,548,038	2,152,548,038	0
固定資産合計	2,152,548,038	2,152,548,038	0
資産合計	3,765,512,081	3,766,461,557	△ 949,476
II 負債の部			
1.流動負債			
未払金	1,433,520	1,433,520	0 ⑤
流動負債合計	1,433,520	1,433,520	0
負債合計	1,433,520	1,433,520	0
III 正味財産の部			
1.一般正味財産	3,764,078,561	3,765,028,037	△ 949,476 ⑥
正味財産合計	3,764,078,561	3,765,028,037	△ 949,476
負債・正味財産合計	3,765,512,081	3,766,461,557	△ 949,476

備考

- ① 平成27年3月31日時点の貸借対照表を基礎として、平成27年度収支予算をもとに作成している。
- ② 簡素化のため、平成27年度中に資産の組み替えは無いものとする。
- ③ 未収金は平成26年度末決算と同規模を想定する。(運用収益の目標利回りが同数であるため)
- ④ H27年度には、国債の経過利息に関しては受け取り済みとなるため前払金は発生しない。
- ⑤ 未払金に関しては、平成26年度決算と同数値を想定する。
- ⑥ 正味財産合計額の変動は、平成27年度収支予算に基づいている。

第7号議案 公益認定申請に関する件

当財団の公益認定申請に関する申請書を次頁以降の通りに作成致しました。本申請に関して今後の審査を経る中で、本書類の変更も含め必要な書類の作成を理事長に一任することにつき、承認を求めます。

平成27年11月30日

内閣総理大臣

安倍晋三殿

法人の名称 一般財団法人前川報恩会

代表者の氏名 前川 正

公益認定申請書

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条に規定する公益認定を受けたいので、同法第7条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 主たる事務所の所在場

所	1358482	東京都	江東区牡丹3-14-15	
---	---------	-----	--------------	--

2 従たる事務所の所在場

所 あり

3 公益目的事業を行う都道府県の区

域	本邦及び海外
---	--------

4 公益目的事業の種類及び内容

別紙2のとおり。

5 収益事業等の内容

別紙2のとおり。

公益認定申請書 別紙

【従たる事務所の所在場所】

項番	郵便番号	都道府県名	市区町村名、番地	建物名、部屋番号	
	1358482	東京都	江東区牡丹3-14-15		

【別紙1：法人の基本情報及び組織について】

事業 年度	自	平成28年4月1日	法人コード	A004834
	至	平成29年3月31日	法人名	一般財団法人前川報恩会

1. 基本情報

報	フリガナ	イッパンザイダンホウジンマエカワホウオンカイ		
	法人の名称	一般財団法人前川報恩会		
主たる 事務 所の 住所 及び 連絡 先	住所	〒1358482東京都江東区牡丹3-14-15		
	代表電話番号	03-3642-1566（内線） FAX番号03-3643-7094		
	代表電子メールアドレス	houonkai@mayekawa.org,		
	ホームページアドレス	http://www.mayekawa.org/		
代表理事の氏名		前川 正		
事業年度		04月01日～03月31日		
申 請 業 務 担 当 者 注	氏名（又は名称）	松尾 守彦	役職（又は担当者名）	事務局職員
	電話番号	03-3642-1566	F A X 番号	
	電子メールアドレス	morihiko-matsuo@mayekawa.org		
事業の概要		持続可能な社会の発展に向けて、研究支援・地域振興支援・福祉支援の3側面から取り組む。		

注： 代理人による申請の場合は委任状を添付し、代理人が法人の場合は「氏名」の欄に名称を、「役職」欄に担当者名を記載してください。

2. 組 (公益認定を受けた後の法人の組織について記載してください。)

織

(1) 評議員について

	常勤	非常勤	計
評議員の数	0人	6人	6人
評議員に対する報酬等の支給の額を定める定款の条項を記載してください。			定款の条項13

(2) 理事及び監事について

	常勤	非常勤	計
理事の数	0人	6人	6人
監事の数	0人	2人	2人

(3) 会計監査人について

会計監査人設置の有無	会計監査人の氏名又は名称
無	

(4) 会員等について(注)

会員等区分の名称	会員の数	
なし	0人	

(5) 職員について

職員の数	3人	うち常勤	3人

注 定款において会員等を置く旨が定められている場合、定款のほかには会員等の位置づけ及び会費に関する細則を定めているときは、これらの細則を添付するとともに、本欄に会員等の区分ごとの数を記載してください。

【別紙2：法人の事業について】

事業 年度	自	平成28年4月1日	法人コード	A004834
	至	平成29年3月31日	法人名	一般財団法人前川報恩会

1. 事業の一

覧

(1) 公益目的事業

事業番号	事業の内容	
公1	持続可能社会支援事業	

(2) 収益事業等

〔1〕 収益事業

事業番号	事業の内容	
収		

〔2〕 その他の事業（相互扶助等事業）

事業番号	事業の内容	
他		

2. 個別の事業の内容について

て(1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容	当該事業の事業比率
公1	持続可能社会支援事業	92.0%

〔1〕事業の概要について（注

1.事業の趣旨
 持続可能な日本社会の実現・発展に資するべく、学術助成・地域振興助成・福祉助成の三助成を行う。
 環境配慮型のエネルギー利用・開発又は食料生産・流通の改善に資する学術研究に対する助成を行い、市民の視点で資源保全や文化保全に取り組む地域振興事業を助成し、更には心身に障がいを負いハンディキャップを抱えた方々の福祉向上のための助成を行う。
 これまでの当財団の歴史の中で培われた三助成を行うことで、日本社会が抱える資源希少性の改善及びその希少な人材・資源の有効活用には貢献できると考えるため、ここに一つの事業として申請する。

2.事業の内容
 2.1学術研究助成
 環境配慮型のエネルギー利用・開発又は食料生産・流通の改善に資する研究に対する助成を行う。設立趣意書に掲げている人材育成の精神に則り、また助成金の有効活用の観点から、研究資金が比較的潤沢な高位又は高齢な研究者に対してよりは若手研究者に対する助成を積極的に行う。ホームページを通じて広く募集を行うほか、必要に応じて助成対象と関係のある適切な学会、研究機関、研究者等に対して募集の呼びかけを行う。募集の受付は原則としてホームページ上における申請書の提出をもって約一ヶ月から二ヶ月間行い、この締め切り後に申請内容に関する審査を選考委員会にて行う。選考委員会においては3名以上の有識者が参加しその年度の助成候補者を決定し、その後に開催する理事会の承認をもって助成先の最終決定とする。
 各年度における応募時期及び助成金額等については、毎年の事業計画策定時に決定する。助成期間は原則として支給日から約1年間とし、助成先に対し当該期間終了後1ヶ月以内に成果報告書を提出するよう義務づける。当該報告書に関しては助成結果の評価のために翌年度の選考委員会による評価を行う。

【平成28年度 学術研究助成 予定】
 助成対象：環境配慮型のエネルギー利用・開発又は食料生産・流通の改善に資する研究
 申請資格：下記A,Bの要件を全て満たす者とする。
 A大学・企業等の法人、又は実体のある任意団体に所属する研究者。
 B研究者代表として申請内容に関する学会発表又は論文投稿を行う予定の者。

助成金額：1,500万円（一件あたりの助成金額の上限は300万円）
 助成件数：5件以上30件以下
 選考：学術研究助成選考委員会において選考を行う。
 募集：以下の通りに募集を行う。
 Aホームページ上での募集要項の公開
 B助成分野に関連する学会の機関誌における広告
 C助成分野に関連する学会の奨励賞受賞者に対するダイレクトメール
 D大学窓口を通じた助成対象者への案内

E平成26年度及び平成27年度学術研究助成助成対象者へのダイレクトメール

2.2 地域振興助成

天然資源又は文化的資産を保全・活用し、当該地域の発展に寄与する継続的事業に対して助成を行う。ホームページを通じて広く募集を行うほか、必要に応じて助成対象と関係のある適切な団体等に対して募集の呼びかけを行う。募集の受付は原則としてホームページ上における申請書の提出をもって約一ヶ月から二ヶ月間行い、この締め切り後に申請内容に関する審査を選考委員会にて行う。選考委員会においては3名以上の有識者が参加しその年度の助成候補者を決定し、その後に開催する理事会の承認をもって助成先の最終決定とする。

各年度における重点目標の設定、応募時期及び助成金額等については、毎年の事業計画策定時に決定する。助成期間は原則として支給日から約1年間とし、助成先に対し当該期間終了後1ヶ月以内に成果報告書を提出するよう義務づける。当該報告書に関しては助成結果の評価のために翌年度の選考委員会による評価を行う。

【平成28年度 地域振興助成 予定】

助成対象：天然資源又は文化的資産の保全・活用を通じ、当該地域の発展に寄与する継続的事業

重点目標：多世代が参与し、その実施を通じて高齢層から若年層への伝承が含まれる事業を積極的に助成する

申請資格：NPO法人等の非営利団体、又は実体のある任意団体

助成金額：400万円（一件あたりの助成金額の上限は50万円）

助成件数：8件程度

選考：地域振興助成選考委員会において選考を行う。

募集：ホームページ上における募集要項の公開をもって行う。

2.3 福祉助成

社会福祉の向上を目的として、障がい者を援護する団体の取り組みに対して援助を行う。なお、当該団体の設立経緯、規模、財務状況等により、公共の庇護が十分でないところを重点的に行うものとする。ホームページを通じて広く募集を行うほか、必要に応じて助成対象分野及び重点目標と関係のある適切な団体等に対して募集の呼びかけを行う。募集の受付は原則としてホームページ上における申請書の提出をもって約一ヶ月から二ヶ月間行い、この締め切り後に申請内容に関する審査を選考委員会にて行う。選考委員会においては3名以上の有識者が参加しその年度の助成候補者を決定し、その後に開催する理事会の承認をもって助成先の最終決定とする。

各年度における重点目標の設定、応募時期及び助成金額等については、毎年の事業計画策定時に決定する。助成期間は原則として支給日から約1年間とし、助成先に対し当該期間終了後1ヶ月以内に成果報告書を提出するよう義務づける。当該報告書に関しては助成結果の評価のために翌年度の選考委員会による評価を行う。

【平成28年度 福祉助成 予定】

助成対象：

(1)非営利法人（営利企業、任意団体は含まない）における、障がい者の生活や就労支援の環境改善に資する取り組み

(2)障がい者が代表となる団体（営利企業は除く）において、周囲の方々と協力し、他の障がい者等の生活の充実・向上に資する取り組み

重点目標：規模の小さい団体を積極的に助成する

助成金額：400万円（一件あたりの助成金額の上限は50万円）

助成件数：8件～15件程度

選考：福祉助成選考委員会において、福祉助成審査基準に基づき選考を行う。

募集：ホームページ上における募集要項の公開をもって行う。

3.財源

基本財産運用益・特定資産運用益を財源とする。

〔2〕事業の公益性について

て 定款（法人の事業又は目的）上の根拠		第4条第1項第1号～同第3号
事業の種類 (別表の号)	(本事業が、左欄に記載した事業の種類に該当すると考える理由を記載してください。)	
01	本事業は、学術研究助成において環境配慮型のエネルギー利用・開発又は食糧自給率改善に資する研究に取り組む研究者の中でも特に若手研究者に対して積極的に行うことで日本社会の人材育成に貢献するとともに、助成事業に関しては学会等での発表を義務付け周知の徹底を図っており、「学術及び科学技術の振興を目的とする事業」に該当すると考える。	
03	本事業は、福祉助成において障がい者を援護する団体の取り組みに対して援助を行っており、中でも設立経緯、規模、財務状況等により、公共の庇護が十分でない団体に対する支援を行なっていることから「障害者の支援を目的とする事業」に該当すると考える。	
19	本事業は、地域振興助成において天然資源又は文化的資産の保全・活用に取り組む団体の事業に対して助成を行っており、平成27年度からは特に地域活動の継続性の観点から世代間交流を重点課題として設けているため、継続的で持続可能な「地域社会の健全な発展を目的とする事業」に該当すると考える。	
(本事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与すると言える事実を記載してください(注2。))		
チェックポイント事業区分 (下欄▼ボタンをクリックして、法人の事業に該当の区分を選択してください。事業区分ごとのチェックポイントがその下に表示されます。 該当する事業区分がないと考える場合には、最後の「上記事業区分に該当しない場合」を選択してください。)		チェックポイントに該当する旨の説明 (左欄に表示されたチェックポイントに対して、できるだけ対応するように、どのように事業を行うのかがわかるように記載してください。)
(13) 助成（応募型） 区分ごとのチェックポイント 1. 当該助成が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 2. 応募の機会が、一般に開かれているか。 3. 助成の選考が公正に行われることになっているか。（例：個別選考に当たって直接の利害関係者の排除） 4. 専門家など選考に適切な者が関与しているか。 5. 助成した対象者、内容等を公表しているか。（個人名又は団体名の公表に支障がある場合、個人名又は団体名の公表は除く。） 6. (研究や事業の成果があるような助成の場合、) 助成対象者から、成果についての報告を得ているか。		1.当財団の設立趣意書において「民族の永遠につながる発展を期」すことが明記されており、これは現在の定款にも受け継がれ、当財団の事業は全てこの目的を達成するために行われている。また、設立趣意書及び定款は広く一般が閲覧可能なホームページで公開している。 2.当財団の助成事業は広く一般が閲覧可能なホームページで公開され、さらには諸団体に対して適宜広告を行うことで広く公募しているため、一般に開かれている。 3.当財団の助成の選考にはそれぞれの選考委員会があり選考に際しては、「選考委員は、自己が申請者又は協力者である場合その他特別の利害関係がある議案の審議及び議決に加わることができない。」との規定を設ける。よって、個別選考に当たって直接の利害関係者が排除される体制を整えている。 4.当財団の助成の選考は選考委員会によって候補者の選定が行われる。選考委員会は3名以上の有識者で構成される。 5.当財団は、ホームページにおいて助成した対象者、対象団体及び助成内容の概要を公表している。 6.当財団は、助成期間を約1年間と設定し、その一ヶ月後迄に報告書の提出を受けている。この報告書の

	うち、選考過程に携わった委員の評価が高かったものについては事例紹介としてホームページで公開している。 その他説明事項	
--	---	--

〔3〕 本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について（注3）

許認可等の名称	該当なし	
根拠法令	該当なし	
許認可等行政機関	該当なし	

注1 事業の概要の欄では、事業の実施のための財源、必要となる財産を含めて記載してください。また、事業の重要な部分を

注2 「委託認定等の場合に連用その委託部公益認定等がうに記載して」を「【参考】公益目的事業のチェックポイントについて」を

注3 記載に許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付して

ください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。

【別紙3 法人の財務に関する公益認定の基準に係る書類について】

事業年度	自	平成28年4月1日	法人コード	A004834
	至	平成29年3月31日	法人名	一般財団法人前川報恩会

【別表A(1) 収支相償の計算(収益事業等の利益額の50%を繰入れる場合)】
(公益法人認定法第5条第6号に定められた収支相償について審査します。)

1. 第一段階 (公益目的事業の収支相償)
法人が行う事業について、その経常収益、経常費用を比較します。

＜以下の表中の白色の欄だけ入力いただき、右の「自動計算」のボタンをクリックしてください。＞

事業番号	経常収益計 前年度に6欄がプラスの事業がある場合には当該剰余金の額を加算してください。	経常費用計	その事業に係る 特定費用準備資金の 当期取崩額	その事業に係る 特定費用準備資金の 当期積立額	第一段階の判定 (2欄-3欄-5欄)	
1	2	3	4	5	6	
公	円	円	- 円	円	円	
計	円 第二段階7欄(収入)へ	円 第二段階7欄(費用)へ	- 円	円		



プラスの事業がある場合、発生理由とこれを解消するため

理由:	
計画:	

2. 第二段階 (公益目的事業会計全体の収支相償判定)

法人の公益目的事業会計全体に係る収入と費用等を比較します。

＜以下の表中の白色の欄だけ入力いただき、右の「自動計算」のボタンをクリックしてください。＞

		収入	費用
第一段階の経常収益計と経常費用計 (2欄・3欄)	7	38,316,350円	39,190,700円
特定の事業と関連付けられない公益目的事業に係る その他の経常収益、経常費用	8	円	円
7欄と8欄の合計(公益目的事業会計の経常収益計、 経常費用計の額と一致しているか確認してください。)	9	38,316,350円	39,190,700円
公益目的事業に係る特定費用準備資金に関する調整(別表 C(5)より)(当期の積立額を「費用」欄に記載してください。)	10	- 円	0円
収益事業から 生じた利益の繰入額	11	円	- 円
収益事業等から その他の事業(相互扶助等)			
合計(9欄~12欄)	13		収入 - 費

		38,316,350円	39,190,700円	用-874,350円
額				

※第二段階における剰余金の扱い

剰余が生じる場合（収入-費用欄の数値がプラスの場合）は、その剰余相当額を公益目的保有財産に係る資産取得、改良に充てるための資金に繰り入れたり、公益目的保有財産の取得に充てたりするか、翌年度の事業拡大を行うことにより

収支相償の額（収入-費用欄）がプラスとなる場合の今後の剰余金の扱い等
収入-費用欄の数値がプラスでないため、本欄の記入は不要です。

事業 年度	自	平成28年4月1日	法人コード	A004834
	至	平成29年3月31日	法人名	一般財団法人前川報恩会

【別表B(1) 公益目的事業比率の算定総括表】

(公益法人認定法第5条第8号に定められた公益目的事業比率について審査します。)

<以下の表中の白色の欄だけ入力いただき、「自動計算」のボタンをクリックしてください。>

公益目的事業比率の算定			
公益実施費用額(13欄より)		1	39,190,700円
公益実施費用額+収益等実施費用額+管理運営費用額 (13、23、33欄の合計)		2	42,604,000円
公益目的事業比率 (1欄÷2欄)		3	92.0%

公益実施費用額の計算			
公益目的事業に係る事業費の額 (別表B(5) I 欄より)		4	39,190,700円
調	土地の使用に係る費用額 (別表B(5) I I 欄より)	5	円
	融資に係る費用額 (別表B(5) I I I 欄より)	6	円
	無償の役務の提供等に係る費用額 (別表B(5) IV 欄より)	7	円
整	特定費用準備資金積立額 (別表B(5) V 欄より)	8	円
	特定費用準備資金取崩額 (別表B(5) VI 欄より)	9	- 円
	引当金の取崩額 (別表B(5) VII 欄より)	10	円
額	財産の譲渡損等 (別表B(5) VIII 欄より)	11	円
	調整額計(5欄～11欄の計)	12	0円
公益実施費用額 (4欄+12欄)		13	39,190,700円

収益等実施費用額の計算			
収益事業等に係る事業費の額 (別表B(5) I 欄より)		14	円
調	土地の使用に係る費用額 (別表B(5) II 欄より)	15	円
	融資に係る費用額 (別表B(5) III 欄より)	16	円
	無償の役務の提供等に係る費用額 (別表B(5) IV 欄より)	17	円
整	特定費用準備資金積立額 (別表B(5) V 欄より)	18	円

額	特定費用準備資金取崩額 (別表B(5) VI 欄より)	1 9	- 円
	引当金の取崩額 (別表B(5) VII 欄より)	2 0	円
	財産の譲渡損等 (別表B(5) VIII 欄より)	2 1	円
	調整額計(15欄～21欄の計)	2 2	0円
収益等実施費用額 (14欄+22欄)		2 3	0円
管理運営費用額の計算			
管理費の額 (別表B(5) I 欄より)		2 4	3,413,300円
調 整 額	土地の使用に係る費用額 (別表B(5) II 欄より)	2 5	円
	融資に係る費用額 (別表B(5) III 欄より)	2 6	円
	無償の役務の提供等に係る費用額 (別表B(5) IV 欄より)	2 7	円
	特定費用準備資金積立額 (別表B(5) V 欄より)	2 8	円
	特定費用準備資金取崩額 (別表B(5) VI 欄より)	2 9	- 円
	引当金の取崩額 (別表B(5) VII 欄より)	3 0	円
	財産の譲渡損等 (別表B(5) VIII 欄より)	3 1	円
	調整額計(25欄～31欄の計)	3 2	0円
管理運営費用額 (24欄+32欄)		3 3	3,413,300円

別表C(1) 遊休財産額の保有制限の判定

事業年度	自	平成28年4月1日	法人コード	A004834
	至	平成29年3月31日	法人名	一般財団法人前川報恩会

この様式では、遊休財産額が、遊休財産額の保有上限額を超えていないことを確認し、遊休財産額は、以下の計算により算定します。

$$\text{遊休財産額} = \text{資産} - (\text{負債} + \text{一般社団・財団法人法第131条の基金}) - (\text{控除対象財産} - \text{対応負債の額})$$

※対応負債の額とは、控除対象財産に直接対応する負債の額とその他の負債のうち控除対象財産に按分された負債の合計額です。
 なお、控除対象財産から対応負債の額を控除するのは、借入金等によって資産を取得している場合には、負債が二重で減算されることになってしまうためです。

1. 遊休財産額の計算に必要な数値の作成（下記3. 及び4. に必要な数値を作成します。）

資産の部		
流動資産計	1	33,581,499円
固定資産	控除対象財産 (別表C(2)から転記)	2 3,730,578,082円
	その他の固定資産 4欄-2欄	3 0円
	固定資産計 5欄-1欄	4 3,730,578,082円
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> <p>記載要領</p> <p>白色の欄に数値を入力してください。 その他の欄は、自動的に計算されます。</p> </div>		
資産計	5	3,764,159,581円

負債の部		
流動資産に直接対応する負債の額	6	1,433,520円
控除対象財産に直接対応する負債の額 32欄	7	円
その他の固定資産に直接対応する負債の額	8	円
引当金勘定の合計額 35欄	9	円
その他負債の額 11欄-6欄-7欄-8欄-9欄	10	0円
負債計 26欄	11	1,433,520円
正味財産の部		
一般社団・財団法人法第131条の基金 27欄	12	円
指定正味財産の額 33欄	13	円
一般正味財産の額 15欄-12欄-13欄	14	3,762,726,061円
正味財産計	15	3,762,726,061円
負債及び正味財産合計 (11欄+15欄と同額)	16	3,764,159,581円

2. 遊休財産額の保有上限額（＝公益目的事業の実施に要した費用の額に準ずる額）の計算

損益計算書上の公益目的事業に係る事業費の額	17	38,600,700円
商品等の原価を予め費用計上していない場合のみ 商品等譲渡に係る原価相当額	18	円
特定費用準備資金の公益実施費用額への算入額 (別表C(5)から転記(公益目的事業の場合のみ))	19	0円
計 (17欄+18欄+19欄)	20	38,600,700円

公益実施費用額から控除する引当金の取崩額	21	円
財産の譲渡損、評価損等の額	22	円
特定費用準備資金の公益実施費用額からの控除額 (別表C(5)から転記(公益目的事業の場合のみ))	23	- 円
控除額計 (21欄+22欄+23欄)	24	0円

3. 遊休財産額の計算

資産 5欄	25	3,764,159,581円
負債 11欄	26	1,433,520円
一般社団・財団法人法第131条の基金 12欄	27	0円

控除対象財産の額 2欄	28	3,730,578,082円
対応負債の額 39欄	29	0円
遊休財産額 25欄-26欄-27欄-28欄+29欄(0以下の場合は0)	30	32,147,979円

4. 対応負債の額の計算（次の2つの方法のうちいずれかを選択してください。）

公益法人認定法施行規則第22条第7項の方法

公益法人認定法施行規則第22条第7項の方法		
控除対象財産の額 2欄	3 1	3,730,578,082円
控除対象財産に直接 対応する負債の額 7欄	3 2	円
指定正味財産の額 13欄	3 3	円
31欄-32欄-33欄	3 4	3,730,578,082円
引当金勘定の合計額 9欄	3 5	円
各資産に直接対応する 負債の額 6欄+7欄+8欄	3 6	1,433,520円
その他負債の額 10欄 (11欄-35欄-36欄と同額)	3 7	0円
一般正味財産の額 14欄 (5欄-11欄-12欄-13欄)と同額(0以下の場合 は0)	3 8	3,762,726,061円
対応負債の額 32欄+34欄×37欄/(37欄+38欄)	3 9	0円

【判定結果】

遊休財産額の保有上限額 20欄-24欄	4 0	38,600,700円
遊休財産額 30欄	4 1	32,147,979円
遊休財産額の保有上限額の 超過の有無	4 2	適合

--

公益法人認定法施行規則第22条第8項の方法		
控除対象財産の額 2欄又は28欄	3 1	円
指定正味財産の額 13欄	3 3	円
31欄-33欄	3 4	円
引当金勘定の合計額 9欄	3 5	円
その他負債の額 11欄-35欄	3 7	円
一般正味財産の額 14欄 (5欄-11欄-12欄-13欄)と同額(0以下の場合 は0)	3 8	円
対応負債の額 34欄×37欄/(37欄+38欄)	3 9	円

事業年度	自	平成28年4月1日	法人コード	A004834
	至	平成29年3月31日	法人名	一般財団法人前川報恩会

別表C(2) 控除対象財産

※1 法人の管理運営に用いる財産については、事業番号の欄に「管」と記載してください。
 ※2 期首：申請書に添付した収支予算書の期首、期末：申請書に添付した収支予算書の期末

I. 公益目的保有財産

番号	財産の名称	場所 面積、構造、物量等	事業番号 ※1	財産の使用状況 (概要、使用面積、使用状況等)	帳簿価額		不可欠 特定財産	共用財産
					期首※2	期末※2	取得時期	共用割合
(1)-1	その他固定資産 投資有価証券	株式(株式会社前川、志 村産業株式会社)		平成28年度中に基本財産への組 み替えを行う。	133,915,500円	0円		%
(1)-2	基本財産 投資有価証券	株式(株式会社前川)	公 1	運用益を公益目的事業の財源と している	0円	132,408,000円		2-(1)-2 90.00%
(1)-3	基本財産 投資有価証券	株式(志村産業株式会 社)	公 1	運用益を公益目的事業の財源と している	0円	1,507,500円		2-(1)-3 90.00%
(2)-1	現金預金	三菱東京UFJ銀行 門前 仲町支店		平成28年度中に特定資産への組 み替えを行う。 (期首残高は、平成26年度末の 財産目録に基づいている。)	9,076,779円	0円		%
(2)-2	現金預金	みずほ銀行 深川支店		平成28年度中に特定資産への組 み替えを行う。 (期首残高は、平成26年度末の 財産目録に基づいている。)	5,000,000円	0円		%
(2)-3	現金預金	三井住友銀行 東京中央 支店		平成28年度中に特定資産への組 み替えを行う。 (期首残高は、平成26年度末の 財産目録に基づいている。)	58,472,502円	0円		%
(2)-4	特定資産 助成資金	預金(三菱東京UFJ銀 行、みずほ銀行、三井 住友銀行)	公 1	運用益を公益目的事業の財源と する。	0円	72,549,281円		%
(3)-1	有価証券	金銭信託(みずほ信託 銀行)		平成28年度末迄に運用商品の 変更を行った後、特定資産への組 み替えを行う。 (期首の財産名称及び残高は、 平成26年度末の財産目録に基づ いている。)	300,000,793円	0円		%
(3)-2	有価証券	CP みずほ証券		平成28年度末迄に運用商品の 変更を行った後、特定資産への組 み替えを行う。 (期首の財産名称及び残高は、 平成26年度末の財産目録に基づ いている。)	399,934,421円	0円		%
(3)-3	有価証券	FFF みずほ証券		平成28年度末迄に運用商品の 変更を行った後、特定資産への組 み替えを行う。 (期首の財産名称及び残高は、 平成26年度末の財産目録に基づ いている。)	300,879,288円	0円		%
(3)-4	有価証券	USD建MMF みずほ証 券 34,171USD		平成28年度末迄に運用商品の 変更を行った後、特定資産への組 み替えを行う。 (期首の財産名称及び残高は、 平成26年度末の財産目録に基づ いている。)	4,109,746円	0円		%

(3)-5	有価証券	GBP建MMF みずほ証券 3,122.98GBP		平成28年度末迄に運用商品の変更を行った後、特定資産への組み替えを行う。 (期首の財産名称及び残高は、平成26年度末の財産目録に基づいている。)	556,515円	0円			%
(3)-6	有価証券	社債 (BNPパリバ)		平成28年度末迄に運用商品の変更を行った後、特定資産への組み替えを行う。 (期首の財産名称及び残高は、平成26年度末の財産目録に基づいている。)	500,000,000円	0円			%
(3)-7	特定資産 助成資金	金銭信託、社債等	公 1	運用益を公益目的事業の財源としている	0円	1,505,480,763円			%
(4)-1	その他固定資産 投資有価証券	第117回利付国債 みずほ証券		平成28年度末迄に運用商品の変更を行った後、特定資産への組み替えを行う。 (期首の財産名称及び残高は、平成26年度末の財産目録に基づいている。)	400,155,755円	0円			%
(4)-2	その他固定資産 投資有価証券	第333回利付国債 みずほ証券		平成28年度末迄に運用商品の変更を行った後、特定資産への組み替えを行う。 (期首の財産名称及び残高は、平成26年度末の財産目録に基づいている。)	299,870,441円	0円			%
(4)-3	その他固定資産 投資有価証券	米国国債 みずほ証券 3,430,000USD		平成28年度末迄に運用商品の変更を行った後、特定資産への組み替えを行う。 (期首の財産名称及び残高は、平成26年度末の財産目録に基づいている。)	432,368,604円	0円			%
(4)-4	その他固定資産 投資有価証券	英国国債 みずほ証券 285,000GBP		平成28年度末迄に運用商品の変更を行った後、特定資産への組み替えを行う。 (期首の財産名称及び残高は、平成26年度末の財産目録に基づいている。)	55,840,306円	0円			%
(4)-5	その他固定資産 投資有価証券	独国国債 みずほ証券 690,000EUR		平成28年度末迄に運用商品の変更を行った後、特定資産への組み替えを行う。 (期首の財産名称及び残高は、平成26年度末の財産目録に基づいている。)	102,850,454円	0円			%
(4)-6	その他固定資産 投資有価証券	仏国国債 みずほ証券 350,000EUR		平成28年度末迄に運用商品の変更を行った後、特定資産への組み替えを行う。 (期首の財産名称及び残高は、平成26年度末の財産目録に基づいている。)	50,951,839円	0円			%
(4)-7	その他固定資産 投資有価証券	豪国国債 みずほ証券 1,690,000AUD		平成28年度末迄に運用商品の変更を行った後、特定資産への組み替えを行う。 (期首の財産名称及び残高は、平成26年度末の財産目録に基づいている。)	161,715,639円	0円			%
(4)-8	その他固定資産	社債 BNPパリバ		平成28年度末迄に運用商品の変更を行った後、特定資産への組み替えを行う。 (期首の財産名称及び残高は、	500,000,000円	0円			

	投資有価証券			平成26年度末の財産目録に基づいている。)				%
(4)-9	特定資産 助成資金	国債等	公 1	運用益を公益目的事業の財源としている	0円	2,003,753,038円		%
計 (A)					3,715,698,582円	3,715,698,582円		

2. 公益目的事業に必要な収益事業等その他の業務又は活動の用に供する財産

番号	財産の名称	場所 面積、構造、物量等	事業番号 ※1	財産の使用状況 (概要、使用面積、使用状況等)	帳簿価額		共用財産	
					期首※2	期末※2	共用割合	
(1)-1	その他固定資産 投資有価証券	株式(株式会社前川、志村産業株式会)		平成28年度中に基本財産への組み替えを行う。	14,879,500円	0円	%	
(1)-2	基本財産 投資有価証券	株式(株式会社前川)	管	運用益を管理費の財源として使用する。	0円	14,712,000円	1-(1)-2 10.00%	
(1)-3	基本財産 投資有価証券	株式(志村産業株式会)	管	運用益を管理費の財源として使用する。	0円	167,500円	1-(1)-3 10.00%	
計 (B)					14,879,500円	14,879,500円		

3. 資産取得資金(公益のみ)(別表C(4)より)

番号	資金の名称	事業番号 ※1	資金の目的	帳簿価額		公益目的 保有財産	共用財産	
				期首※2	期末※2		共用割合	
		公		円	円		%	
計 (C)				0円	0円			

3. 資産取得資金(公益以外)(別表C(4)より)

番号	資金の名称	事業番号 ※1	資金の目的	帳簿価額		共用財産	
				期首※2	期末※2	共用割合	
				円	円	%	
計 (C)				0円	0円		

4. 特定費用準備資金(公益のみ)(別表C(5)より)

番号	資金の名称	事業番号 ※1	資金の目的	帳簿価額	
				期首※2	期末※2
		公		円	円
計 (D)				0円	0円

4. 特定費用準備資金(公益以外)(別表C(5)より)

番号	資金の名称	事業番号 ※1	資金の目的	帳簿価額	
				期首※2	期末※2
				円	円

計 (D)	0円	0円	
-------	----	----	--

5. 交付者の定めた用途に従い使用・保有している財産（1～4に記載した財産は含まれません。）

番号	財産の名称	事業番号 ※1	交付者の定めた用途	帳簿価額	
				期首※2	期末※2
				円	円
計 (E)				0円	0円

6. 交付者の定めた用途に充てるために保有している資金（1～4に記載した資金は含まれません。）

番号	資金の名称	事業番号 ※1	交付者の定めた用途	帳簿価額	
				期首※2	期末※2
				円	円
計 (F)				0円	0円

控除対象財産の額（A～Fの合計）		期首※2	期末※2
			3,730,578,082円
		期首※2	
公益認定後に公益目的取得財産残額となることが見込まれる額（上記1の合計）	I	3,715,698,582円	
Iのうち認定前に取得した不可欠特定財産の額	I I	0円	

別表D

事業	自	平成28年4月1日	法人コード	A004834
年度	至	平成29年3月31日	法人名	一般財団法人前川報恩会

他の団体の意思決定に関与することができる財産保有の有無

他の団体の意思決定に関与することができる株式その他の認定法施行規則第4条で定める財産について、保有の有無、保有している場合には、その内容を記載してください。

保有の有無		保有している		
他の団体の意思決定に関与することができる財産の内容		当該他の団体の主な業務の内容	議決権の割合 (注)	
他の団体の名称	財産の名称			
株式会社前川	株式	不動産賃貸	48.6%	
志村産業株式会社	株式	不動産賃貸・管理 木材輸入・販売	16.5%	

注 正確な数字を把握していない場合には、概数を記載してください。

別表E

事業	自	平成28年4月1日	法人コード	A004834
年度	至	平成29年3月31日	法人名	一般財団法人前川報恩会

公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎

1. 財政基盤の明確

1) 寄附金収入等（注1）がある場合の収入見積り

(1) 寄附金収入がある場合

寄附金収入の額	円
---------	---

寄附金収入のうち、大口拋出者上位5者までの氏名又は名称及び寄附金の額について、記載してください。

順位	大口拋出者の氏名又は名称	寄附金の額
		円

公益目的事業以外のために使途を特定した寄附金がある場合には、その寄附ごとに特定の内容がわかる書類（寄附規定、募金要綱等）を添付してください。

(2) 会費収入（注2）がある場合

会費収入の額	円
--------	---

積算の根拠について、近年の会費収入の納入実績及び納入者の延べ数を記載してください。

(3) 借入れの予定がある場合（注3）

借入れ予定の額	円
---------	---

借入れの計画について、記載してください

借入れ先			
借入れ予定額	円	借入れ予定の時期	
借入れの目的及び返済計画			

2. 情報開示の適正性（注4）

法人の体制に応じて、次の(1)から(3)までのいずれかを選択して記載してください。

(1) 公認会計士又は税理士 で ある者が監事を務めている 場合	当該監事の氏名	須田 徹、茂田井 純一
	公認会計士・税理士の別	公認会計士
(2) (1) 以外の場合であつて、 費用及び損失の額又は収益の額が1億円未満の場合	営利又は非営利法人の経理事務に従事等した経験を有する監事の氏名	
	当該監事の経理事務経験について右欄に記載してください。	
(3) (1) 又は(2) 以外の場合	公認会計士、税理士又はその他の経理事務の精通者による関与について説明してください。	

注1 申請書に添付した収支予算書の期首から期末までの間に寄附金収入がある場合には寄附金の大口抛出上位5者までの見

込
注2 会費については、名称を問わず、法人が定款で定めた会員等に対して会費として徴収しているものを記載してください。会費収入がある場合には積算の根拠、借入れの予定があればその計画について記載してください。

注3 複数の借入れ予定がある場合には、借入れ先ごとに記載してください。

注4 会計監査人による外部監査を受けている法人は、「情報開示の適正性」の欄の記載は不要です。

事業 年度	自	平成28年4月1日	法人コード	A004834
	至	平成29年3月31日	法人名	一般財団法人前川報恩会

理事等の名簿

1. 評議員 (公益財団法人の場合のみ)

フリガナ 氏名	常勤・非常勤	生年月日		性別	住所
ナカアキラ 中章	非常勤	昭和	17年3月11日	男	〒2750017 千葉県 習志野市藤崎4-3-4
タイムネテツ 丁宗鉄	非常勤	昭和	22年11月6日	男	〒1030027 東京都 中央区日本橋3-15-7
カサハラケイスケ 笠原敬介	非常勤	大正	14年7月27日	男	〒1650035 東京都 中野区白鷺3-6-11
ウカイシンイチ 鵜飼信一	非常勤	昭和	24年1月3日	男	〒1620063 東京都 新宿区市谷薬王寺町71 牛込台マ ンション408
シミズヤスユキ 清水康之	非常勤	昭和	14年2月16日	男	〒1510053 東京都 渋谷区代々木3-36-8-802
ホンマケンゴ 本間謙伍	非常勤	昭和	11年9月21日	男	〒2480027 神奈川県 鎌倉市笛田5-27-6

2. 理事 (注)

フリガナ 氏名	常勤・非常勤	生年月日		性別	住所	代表理事
マエカワタダシ 前川正	非常勤	昭和	42年8月14日	男	〒1120002 東京都 文京区小石川二丁目17番30号	レ
ハヤマカンジ 葉山莞児	非常勤	昭和	12年1月1日	男	〒2430817 神奈川県 厚木市王子1-8-5	
テラダタケシ 寺田壯	非常勤	昭和	7年6月25日	男	〒2700145 千葉県 流山市名都借1069-11	
コバヤシヒデオ 小林英夫	非常勤	昭和	7年6月18日	男	〒1580091 東京都 世田谷区中町5-1-9	
マツシタトシハル 松下敏治	非常勤	昭和	7年4月10日	男	〒1430023 東京都 大田区山王2-8-7	
サトウユウジ 佐藤祐司	非常勤	昭和	7年10月30日	男	〒0100901 秋田県 秋田市保戸野桜町9-8	

注 代表理事は、その者の「代表理事」の欄にチェックを入れてください。

3. 監事

フリガナ 氏名	常勤・非常勤	生年月日		性別	住所
スダトオル 須田徹	非常勤	昭和	21年9月2日	男	〒2770054 千葉県 柏市南増尾7-4-3

モタイジュンイチ 茂田井純一	非常勤	昭和	49年3月19日	男	〒2610013 千葉県 千葉市美浜区打瀬1-2-2 PT2402	
-------------------	-----	----	----------	---	--------------------------------------	--

4. 備考

--

<個人情報の取扱いについて>

認定を受けた後、公益認定が取り消された場合には、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49

号）第6条に規定する欠格事由の審査に必要な範囲内で、欠格事由に該当する評議員、理事及び監事の氏名及び生年月日の情報を

他の行政庁に提供する場合があります。このことにつき、就任予定者の同意を得た上で、記載してください。

事業 年度	自	平成28年4月1日	法人コード	A004834
	至	平成29年3月31日	法人名	一般財団法人前川報恩会

平成27年11月30日

確認書

内閣総理大臣

安倍晋三 殿

法人の名称 一般財団法人前川報恩会

代表者の氏名 前川 正

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）第7条第1項の認定の申請をするに際し、当法人は、下記1のすべての事項に適合し、かつ、下記2及び下記3のいずれの事項にも該当しないことを確認しました。

記

- 1 認定法第5条第10号及び第11号に規定する公益認定の基準
- 2 認定法第6条第1号イからニまでに規定する欠格事由
- 3 認定法第6条第2号、第3号及び第6号に規定する欠格事由

確認書の提出に当たっての注意事項

確認書に係る公益認定の基準及び欠格事由の関連条文及びその内容は下記のとおりです。確認書の提出に当たっては、下記の公益認定の基準に適合していること及び欠格事由に該当しないことを必ず確認してください。

記

- 1-1 （親族等である理事又は監事の合計数の制限）
認定法第5条第10号
各理事について、当該理事及びその配偶者又は三親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と認定法施行令第4条で定める特別の関係がある者を含む。）である理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えないものであること。監事についても、同様とする。
- 1-2 （相互に密接な関係にある者である理事又は監事の合計数の制限）
認定法第5条第11号
他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして認定法施行令第5条で定める者である理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えないものであること。監事についても、同様とする。
- 2-1 （理事、監事及び評議員の欠格事由）

認定法第6条第1号イ、ロ、ハ、ニ

理事、監事及び評議員のうちに、次のいずれかに該当する者がいる。

- (1) 公益法人が認定法第29条第1項又は第2項の規定により公益認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該公益法人の業務を行う理事であった者で、その取消しの日から5年を経過しない者
- (2) 次の事由により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - ・ 認定法の規定に違反したこと
 - ・ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）の規定に違反したこと
 - ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の規定（同法第32条の3第7項及び第32条の11第1項の規定を除く。）に違反したこと
 - ・ 刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2第1項、第222条又は第247条の罪を犯したこと
 - ・ 暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）第1条、第2条又は第3条の罪を犯したこと
 - ・ 国税又は地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税又は地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとするに關する罪を定めた規定に違反したこと
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下単に「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

3-1 （公益認定取消履歴）

認定法第6条第2号

認定法第29条第1項又は第2項の規定による公益認定の取消しの日から5年を経過していない。

3-2 （定款又は事業計画書の内容の法令等違反）

認定法第6条第3号

定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づく行政機関の処分違反している。

3-3 （暴力団員等による事業活動の支配）

認定法第6条第6号

暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者がその事業活動を支配している。

3. 議事録作成に係る職務を行った理事氏名
平成 27 年 11 月 30 日作成

理事長 前川 正

以上